

奈良県告示第五十九号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項及び第二十六条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を別図のとおり指定する。

なお、別図は省略し、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において縦覧に供する。

令和七年五月七日

奈良県知事 山下 真